

事 務 連 絡
平成 21 年 8 月 27 日

関係各位

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

消費者庁及び消費者委員会の設置に伴う改正
食品衛生法等の施行について（情報提供）

食品衛生行政の推進に関しまして、日頃から様々のご配慮をいただきありがとうございます。

さて、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 21 年法律第 49 号）、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）等が既に制定され、公布されているところですが、平成 21 年 9 月 1 日より施行されることとなっています。これに伴い、食品の表示に関する業務等が厚生労働省から消費者庁へ移管され、次の業務についても平成 21 年 9 月 1 日以降は、厚生労働省ではなく消費者庁で行うため、関係書類の提出先が変わりますので、お知らせいたします。

- ・ 製造所固有記号の届出
- ・ 特定保健用食品の申請

※ 平成 21 年 9 月 1 日以降の新たな提出先

〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 消費者庁食品表示課あて

（参考）<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/info/090825-1.html>

【照会先】

（平成 21 年 9 月 1 日以降）
消費者庁食品表示課
（代表番号：03-3507-8800）

【照会先】

（平成 21 年 8 月 31 日まで）
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 担当：中野
TEL:03-5253-1111（内4272）
FAX:03-3501-4867